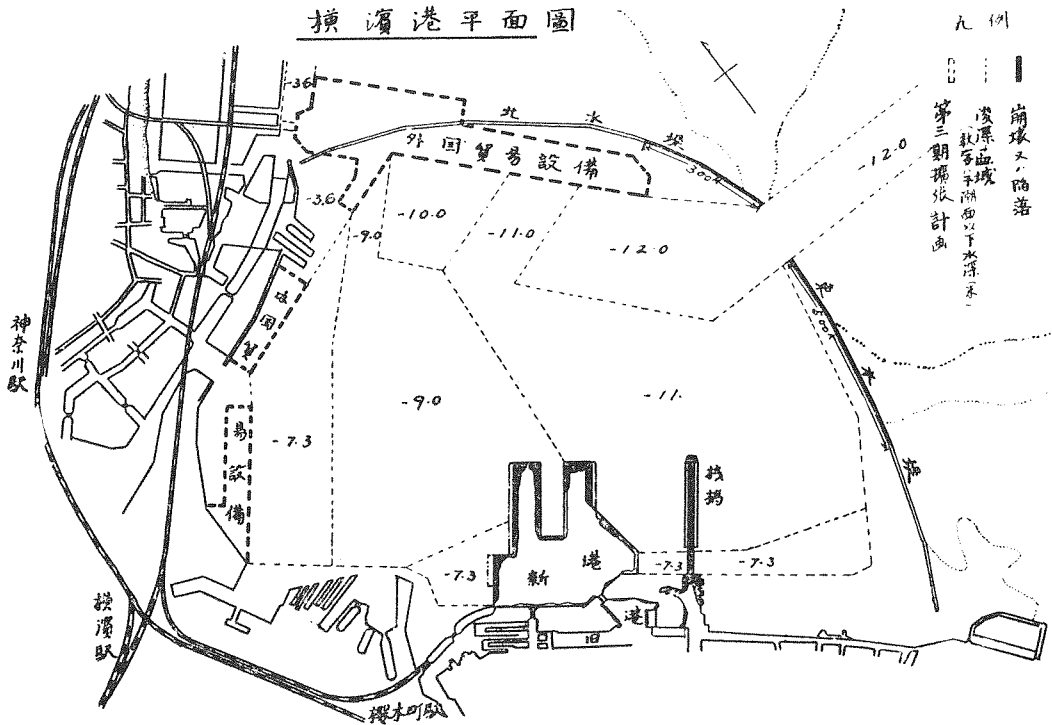


The Great Earthquake of 1923.
Views of Yokohama Harbor Before and After Reconstruction.
Eighteen Months After the Earthquake the Majority of the Work has been Completed.



(1) 横濱港平面圖太き黒線は崩壊又は陥落ヶ所

(1) Sketch of the Harbor, Heavy Line Shows Destruction of the Docks and Breakwall.

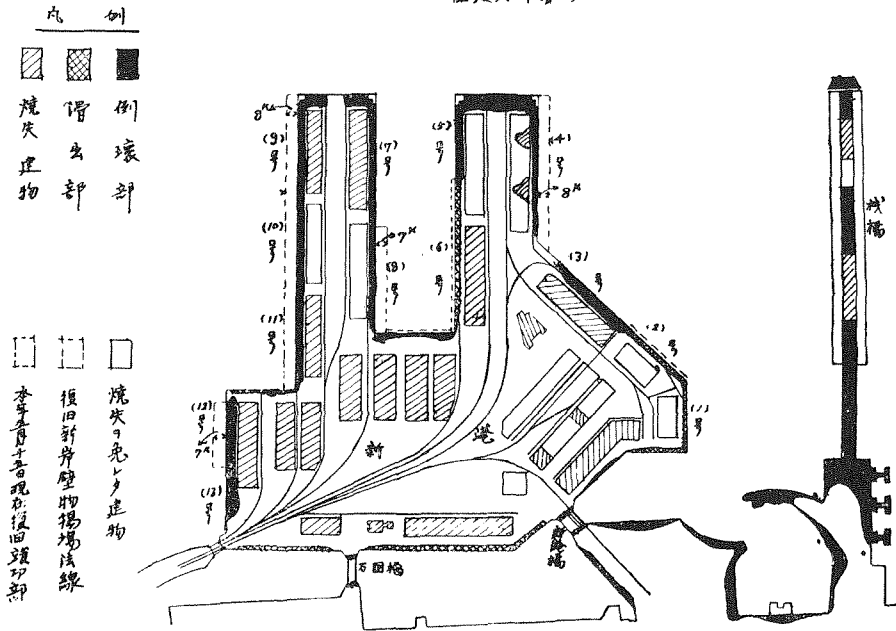
工事施行の順序と豫定

震災後横濱港内に於る船舶荷役は全部水面荷役に依らざるべからず、然るに港内を掩護すべき防波堤は、全く水中に陥没せるもの約七百三十間に達し、一朝風波の際には船舶荷役は全然中止せざるべからず、又港内に於て安全に繋留し得べき岸壁皆無なるを以て、成るべく短時に完成し得べき岸壁の復舊を急がざる可らず、此を以て本工事着手の順序としては、先づ防波堤の復舊及び残存岸壁の修理補強を第一とし、極力之が速成に勉め同時に九號十號十一號岸壁復舊に着手し、順を追て其他の岸壁護岸に及ぼすこととせり、而して棧橋は震災直後に於て施行せる應急修理に依り、不完全ながらも四隻の大船を繋留し得るを以て、此か復舊工事を施行する爲め、本港に於ける船舶の接岸個所を皆無ならしむるの不利不便を考慮し、本工事の着手は大體岸壁の竣功後に譲ることとせり。

本工事は大正十二年十月二十一日、即ち大震災

後五十日目に着手し、大體前記方針の下に各工事の竣功期日を左の如く豫定せり。

六號岸壁	十三年一月末
二號岸壁	同 三月末
防波堤本體	同 四月末
防波堤頭部及補強	同 五月半
九號岸壁	同 四月末
十號岸壁	同 四月末
十一號岸壁	同 四月末
一號岸壁	同 六月末
新港護岸物揚場	同 九月末
四號岸壁	同 九月末
三號岸壁	同 十月末
十二號岸壁	同 十二月末
十三號岸壁	同 十二月末
五號岸壁	同 十二月末
舊港護岸物揚場	十四年一月末
七號岸壁	同 二月末
八號岸壁	同 三月末
棧橋	同 十月末



(2) 横濱税関新港岸壁及棧橋震災平面圖

(2) Sketch of The Custom Piers Partially and Totally Destroyed, Now Under Reconstruction.

岸壁復舊工事の方針

岸壁復舊工事の大體方針は次の如く之を定めたり、即ち

倒壊せずして傾斜し又は水平に前方に滑出し、危く残存せる一號二號及六號の岸壁は現存の儘之を修理補強し、急速に之を復舊すること。

全く倒壊したる岸壁中、九號十號及十一號は難工事たる倒壊物引揚工事の分量を成るべく減少する爲め、新岸壁線を在來のより八間前進せしめ之を横棧橋をなし、其橋脚に當る個所のみ倒壊物を除却すること。

倒壊したる岸壁方塊は其上面を被覆する土砂及土丹岩を全部除却すれば、新岸壁基礎の一部として敢て支障なきを認め得たるを以て、倒壊物全部除却を必要とせざる個所、即ち四號岸壁の如きは

新岸壁線を在來のより八間前進せしめ、倒壊岸壁の一部を補足して基礎を作り、其上に新岸壁を築造すること。

倒壊物全部除却を必要とする個所、換言すれば新岸壁を前進せしむれば船舶の繋留若は出入に不便を感じしむる個所、即ち三號五號七號及び八號は多少工費を増加し又竣工期限を遅延せしむるの不利あるも、全部倒壊物を除却し、新岸壁は略舊岸壁の位置に築造すること。

十二號岸壁は在來水深二十尺なりしが、其利用を考慮して新岸壁線を十間前進せしめ、新に水深二十四尺の新岸壁を築造すること。

十三號岸壁は十二號と同じく水深二十尺なりしが、從來餘り利用せざりしを以て寧ろ之を解船荷役場に變更するの利益なるを認め、倒壊物を其儘に放置し、略舊岸壁線に水深九尺の斜面物揚場を築造すること是なり。